

第41回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年11月14日（月）午後6時45分～
さいたま市役所第2別館第1会議室

1 開 会

2 議題

（1）自治基本条例について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1 前文案

参考資料1 市民から寄せられた意見

前文（案）

さいたま市は、平成13年5月に旧浦和市、旧大宮市及び旧与野市が合併して誕生しました。その後平成15年4月に政令指定都市となり、平成17年4月には旧岩槻市と合併して現在に至っています。

様々な地域が集まったさいたま市は、多様な歴史や文化、そして東京都心の近くにありながら豊富な自然に恵まれた生活都市として発展してきました。

また、交通の要衝として多くの人々が集い、多様な都市機能が集まっているため、埼玉県の政治、経済の中心として、さらには首都圏における中核的な役割を担うことが期待されています。

このさいたま市が、子どもから高齢者まで、誰もが互いに尊重し合い、助け合い、生きがいを持ち、ずっと幸せに暮らしていきたいとみんなが思えるまちとして発展し続けていくことは、すべての市民の願いです。

そのためには、市民自らがまちづくりの担い手であるという自覚を持ち、それぞれの経験や知識を生かして地域の活動や市政に参加しながらまちづくりを進めていくことが大切です。

また、議会、市長、職員その他市政に携わるすべての者は、市民のための市政を推進する責任があることを常に自覚し、新たに生まれてくる難題に対しても、市民とともに解決の方策を探求し、これを実践していかなければなりません。

みんなの願いを叶え、期待に応えるまちの実現に向けて自立的かつ積極的に取り組めるよう、様々な地域が集まって一つのまちとして誕生した私たちのまちさいたま市が、今後も目標に向かって発展し続けていくためには、さいたま市の多様な魅力や、合併、政令指定都市移行のメリットを生かしつつ、市民自治の理念の下でさいたま市に関わるみんなの力を結集することが大切です。

そこで、みんなが結集して進めるまちづくりの羅針盤となる一つのルールをつくり、みんなで共有していくため、ここに（仮称）さいたま市市民自治基本条例を制定します。

市民から寄せられた意見

自治基本条例反対について

さいたま市の自治条例は外国人参政権という危険をはらむと最近知りました。

さいたま市HPはたまに拝見しておりましたが、自治基本条例の説明にこういったことは記されておらず、こんな重大なことなのになぜ一般の市民にわかりやすいかたちで周知されないのか、気づけば施行されるようになっているのかと非常に不信と疑問を抱きました。

外国人に対する軽率な権利拡大は一市民としてとても恐ろしいです。

善良な方々も多からずいるとは理解していますが、私の近所では、日本になじもうとしない外国人による風紀や治安の乱れがあり大変迷惑しておりますし、下手に一般市民が口を出せば何をされるかわからないという恐怖を身近に感じています。

さいたま市には、耳触りのよい文言ばかりでなく、条例の中身をもっとひろく市民に周知し、条例の可否を決めてほしいです。

以上、1名の方からの意見（一部要約）